

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① わらべうたベビーマッサージインストラクターの質的向上事業 ② わらべうたベビーマッサージの啓発事業 ③ 保健医療増進をはかる事業 ④ 社会教育の増進を図る事業 ⑤ わらべうたベビーマッサージによる震災チャリティ事業 ⑥ その他必要な事業	(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① <u>わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業</u> ② わらべうたベビーマッサージインストラクターの質的向上事業 ③ わらべうたベビーマッサージの啓発事業 ④ 保健医療増進をはかる事業 ⑤ 社会教育の増進を図る事業 ⑥ <u>わらべうたベビーマッサージによる震災チャリティ事業</u> ⑦ <u>その他必要な事業</u>

2. 定款変更の理由

事業変更のため

特定非営利活動法人 わらべうたベビーマッサージ研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わらべうたベビーマッサージ研究会という。
(英文で NPO Warabe Uta Baby Massage Association) とする

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県天理市櫟本町 2077 番地 3 に置く。
2 この法人は総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国の助産師及び保育士及び広く地域住民に対し保健医療に関する事業を行い、わらべうたベビーマッサージ、脳活わらべうたの技術の伝承育成、質的向上を目指すことによって、地域における地域住民の健全育成を推進、もって社会教育に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) 子どもの健全育成を図る活動。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業
- ② わらべうたベビーマッサージインストラクターの質的向上事業
- ③ わらべうたベビーマッサージの啓発事業
- ④ 保健医療増進をはかる事業
- ⑤ 社会教育の増進を図る事業

- ⑥ わらべうたベビーマッサージによる震災チャリティ事業
- ⑦ その他必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者で、理事会において推薦された個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費期限の連絡をして30日過ぎても納入が無かったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 住所変更届けの無い方や連絡が取れない人の納入が無かったとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければな

らない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上10人以内
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非常利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 抛出品品の不返還

(抛出品品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	奥 田 朱 美
副理事長	武 林 幸 子
理事	庄 原 恵 代
同	松 浦 亜 弥
監事	川 本 智 美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第3条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額

とする。

(1)	正会員入会金	6 0 0 0 円	正会員会費	1 0 0 0 円 (1 年間分)
(2)	賛助会員入会金	0 円	賛助会員会費	1 0 0 0 円 (1 年間分)

令和 8 年（2026 年）度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人わらべうたベビーマッサージ研究会

1 事業実施の方針

令和 8 年（2026 年）度は、わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業 及び、わらべうたベビーマッサージインストラクターの質的向上事業と啓発事業をオンラインおよび対面で行う。また、保健医療増進をはかる事業と社会教育の増進を図る事業については、適時実施していく予定である。その他の必要な事業は、震災チャリティを開催するが、実施予定場所については社会状況を考慮しながら実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事 業 内 容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
①わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業	講習会開催	月 3 回 から 4 回	Web 対面	50 人	250 人	3774
②わらべうたベビーマッサージインストラクターの質的向上事業	・親睦会と研修	9 月 7 日 9 月 15 日 9 月 16 日	東京大 阪 WEB	10 人	180 人	400
③わらべうたベビーマッサージの啓発事業	・フォローアップ	年 3 回	WEB	12 人	会員のみ 30 人	200
	・アドバンスセラピスト育成	年 6 回	WEB	12 人	20 人	200
	・ベビマ無料体験会	月 2 回	WEB	24 人	300 人	320
	・ベビーザラス	月 1 回 年 3 回	WEB 対面	24 人 90 人	600 人 700 人	100 300
	・遊びにおいてプロジェクト	100/年	対面	30 人	400 人	150
	・ニュースレター		郵便	20 人	3500 人	800

④保健医療増進をはかる事業	・母子保健指導 (胎教無料体験会・乳房マッサージ)	1回/年	対面 WEB	10人	10人	60
				12人	100人	60
⑤社会教育の増進を図る事業	・シニア指導 (脳活無料体験会)	年6回 月1回	対面 web	6人	3人	15
				12人	100人	15
⑥わらべうたベビーマッサージによる震災チャリティ事業	・震災チャリティ	6件	対面	40人	100人	100
⑦技術伝承のための備品販売	ネットで注文後販売を行う	4月から3月まで	事務所	2人	20人	200

令和 9 年（2027 年）度事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人わらべうたベビーマッサージ研究会

1 事業実施の方針

令和 9 年（2027 年）度は、わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業 及び、わらべうたベビーマッサージインストラクターの質的向上事業と啓発事業をオンラインおよび対面で行う。また、保健医療増進をはかる事業と社会教育の増進を図る事業については、適時実施していく予定である。その他の必要な事業は、震災チャリティを開催するが、実施予定場所については社会状況を考慮しながら実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
①わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業	講習会開催	月 3 回 から 4 回	Web 対面	50 人	250 人	4054
②わらべうたベビーマッサージインストラクターの質的向上事業	・親睦会と研修	9 月 5 日 9 月 18 日 9 月 19 日	東京大 阪 WEB	10 人	180 人	400
③わらべうたベビーマッサージの啓発事業	・フォローアップ	年 3 回	WEB	12 人	会員のみ 30 人	250
	・アドバンスセラピスト育成	年 6 回	WEB	12 人	20 人	250
	・ベビマ無料体験会	月 2 回	WEB	24 人	300 人	360
	・ベビーザラス	月 1 回 年 3 回	WEB 対面	24 人 90 人	600 人 700 人	100 300
	・遊びにおいてプロジェクト	100/年	対面	30 人	400 人	150
	・ニュースレター		郵便	20 人	3500 人	880

④保健医療増進をはかる事業	・母子保健指導 (胎教無料体験会・乳房マッサージ)	1回/年	対面 WEB	10人	10人	60
				12人	100人	60
⑤社会教育の増進を図る事業	・シニア指導 (脳活無料体験会)	年6回 月1回	対面 web	6人	3	15
				12人	100人	15
⑥わらべうたベビーマッサージによる震災チャリティ事業	・震災チャリティ	6件	対面	40人	100人	100
⑦技術伝承のための備品販売	ネットで注文後販売を行う	4月から3月まで	事務所	2人	20人	300

令和8年度 予算案

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 わらべうたベビーマッサージ研究会

（単位：円）

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
人会金6000×4	24,000	
正会員受取会費10名	57,000	
賛助会員受取会費	10,500,000	10,561,000
2 受取寄附金		
受取寄附金		
3 事業収益		
わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業	9,075,000	
わらべうたベビーマ massag インスストラクター質的向上事業	0	
わらべうたベビーマ massag 啓発事業	0	
保健医療増進をはかる事業（乳母マッサージ）	120,000	
社会教育の増進を図る事業	0	
わらべうたベビーマ massag による震災チャリティ事業	90,000	
その他必要な事業	0	9,285,000
4 その他収益		
補助金	0	
備品	80,000	
受取利息	1,000	81,000
経常収益計		19,947,000
II 経常費用		
1 事業費		
(Ⅰ) 人件費		
事務員給与	1,030,000	
事務員給与	1,030,000	
外注	180,000	
外注広告	1,870,000	
時間外	36,000	
法定福利費		
法定福利費		
雇用保険		
外注講習会	1,800,000	
人件費計		5,946,000
(Ⅱ) その他経費		
講習会費料	624,000	
通勤費	50,000	
運賃	60,000	
旅費交通費	100,000	
広告宣伝費	2,000,000	
消耗品	60,000	
ニュースレター	800,000	
親睦会・交流会	400,000	
プロジェクト	150,000	
ベビーザラス	400,000	
大阪事務所	60,000	
ユーチューブ	100,000	
保険医療増進母性	60,000	
保険医療増進母性	60,000	
社会教育 シニア	30,000	
チャリティ	100,000	
施設使用料	100,000	
寄付支払い	90,000	
損害保険	1,400,000	
その他経費	30,000	
事業費計		6,694,000
2 管理費		
(Ⅰ) 人件費		
役員報酬	1,200,000	
役員賞与	600,000	
役員報酬	45,000	
給与	840,000	
法定福利費	270,000	
健診費	264,000	
会議費	312,000	
人件費計		3,531,000
(Ⅱ) その他経費		
通勤費	36,000	
ネット契約	375,111	
接待 お中元お歳暮	120,000	
旅費交通費・理事長交際費	170,000	
減価償却費	540,740	
地代家賃	360,000	
水道光熱費（事務所等共）	200,000	
支払手数料	250,000	
新聞図書費	60,000	
通信費	200,000	
商標権年	240,000	
印刷費	424,149	
消耗品	30,000	
その他経費（修繕）	770,000	
管理費計		3,776,000
経常費用計		19,947,000
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		16,972,236
前期繰越正味財産額		16,972,236
本期繰越正味財産額		16,972,236

令和9年度 予算案

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 わらべうたベビーマッサージ研究会

(単位 円)

科	目	金	額
I	経常収益		
1	受取会費		
	入会金5000×4	24,000	
	正会員受取会費19名	37,000	
	賛助会員受取会費	11,100,000	11,161,000
2	受取寄附金		
	受取寄附金		
3	事業収益		
	わらべうたベビーマッサージ技術の伝承育成事業	9,075,000	
	わらべうたベビーマッサージインストラクター-質的向上事業	0	
	わらべうたベビーマッサージ-普及事業	0	
	保健医療増進をはかる事業(乳房マッサージ)	120,000	
	社会教育の増進を図る事業	0	
	わらべうたベビーマッサージによる親友チャリティ事業	90,000	
	その他必要な事業	0	9,285,000
4	その他収益		
	補助金	0	
	備品	80,000	
	受取利息	1,000	81,000
	経常収益計		20,547,000
II	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費		
	事務員給与	1,030,000	
	事務員給与	1,030,000	
	外注	180,000	
	外注広告	1,670,000	
	時間外	36,000	
	法定福利費		
	法定福利費		
	雇用保険		
	外注講習会	1,000,000	
	人件費計		5,946,000
(2)	その他経費		
	講習会資料	524,000	
	通勤費	30,000	
	運賃	80,000	
	旅費交通費	100,000	
	広告宣伝費	2,000,000	
	消耗品	100,000	
	ニュースレター	800,000	
	親睦会・交流会	400,000	
	プロジェクト	150,000	
	ベビーマッサージ	400,000	
	大阪事務所	60,000	
	ユーチューブ	100,000	
	保険医療増進母性	60,000	
	保険医療増進母性	60,000	
	社会教育 シニア	30,000	
	チャリティ	100,000	
	施設使用料	100,000	
	寄付支払い	90,000	
	損害保険	2,000,000	
	その他経費	30,000	
	事業費計		7,294,000
2	管理費		
(1)	人件費		
	役員報酬	1,200,000	
	役員給与	600,000	
	役員報酬	45,000	
	給与	540,000	
	法定福利費	270,000	
	障害年金	264,000	
	会議費	312,000	
	人件費計		3,531,000
(2)	その他経費		
	通勤費	36,000	
	ネット契約	975,111	
	接待 お中元お歳暮	120,000	
	旅費交通費・理事長交際費	170,000	
	減価償却費	340,740	
	地代家賃	360,000	
	水道光熱費（事務所奈良）	200,000	
	支払手数料	250,000	
	新聞図書費	60,000	
	通信費	200,000	
	商標権等	240,000	
	印刷費	424,149	
	消耗品	30,000	
	その他経費（修繕）	770,000	
	管理費計		3,176,000
	経常費用計		20,547,000
	現引前当期正味財産増減額		0
	法人税、住民税及び事業税		0
	当期正味財産増減額		
	前期繰越正味財産額		16,972,236
	本期繰越正味財産額		16,972,236